

令和5年度 第4回大潟区地域協議会次第

日時 令和5年7月27日(木) 午後6時30分から
会場 大潟コミュニティプラザ2階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 自主的審議事項「大潟野外活動施設の今後の活用について」…資料No.1、No.2

4 その他

・地域独自の予算について

・視察研修について

・次回地域協議会開催予定日 月 日 ()

5 閉会

大湊野外活動施設について

1 教育委員会として施設を廃止とした理由・考え方

- (1) 開設以来約 40 年が経過する中、これまで、トイレの改修や遊具の整備など利用環境の向上に努めてきたものの、開設当初に見られた学校や地域の子ども会などによる宿泊キャンプの利用はない。コロナ禍も加わり、日帰り利用にとどまっている。
- (2) 平成 18 年度から指定管理者制度を導入してきたが、指定管理者である大湊観光協会が運営するキャンプ場との相乗効果は生じていない。
- (3) トリム施設（遊具）は、塩害や経年劣化などにより安全面で不安を抱えているほか、修繕不可能な遊具が増加。維持管理費や撤去費用も高額となっている。

これまでの遊具の整備経費は 1,100 万円以上（1 基平均 50 万 7 千円）

修繕経費（撤去含む）は 200 万円以上

（全 14 基のうち、健全は 0 基、経過観察 6 基、修繕要 7 基、使用禁止 1 基）

安全に対する意識の高まりの中で、現状での使用継続は適切でない。

… **参考資料 1**

⇒ 以上のことから、青少年の健全育成を推進することを設置目的とした当該施設について、「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画」では、今後、幅広く活用していただくことも念頭に、令和 6 年度をもって「利用実態を踏まえ、地域団体へ貸付または譲渡する」としたものの、

… **参考資料 2**

2 資産の貸付または譲渡について

（全部であるべきか、一部でも可とするのか）

⇒ 一体的な利用促進や施設管理の自由度向上の観点から、全部を想定。
また、トリム施設等については、持続可能な行財政運営と、次世代に過度な負担を負わすことなく安心して暮らすことができる街づくりに向けて、今後の維持管理の増加や安全管理の面でも課題があることから、施設の廃止に合わせて撤去する。

3 資産の貸付・譲渡に係るスケジュール

（令和 5 年 7 月現在 ※スケジュールについては、協議の状況により変更あり）

⇒ 令和 5 年度 大湊野外活動施設を廃止（条例廃止）
令和 6 年度 トリム遊具等の撤去
令和 7 年度 施設の譲渡または貸付の開始

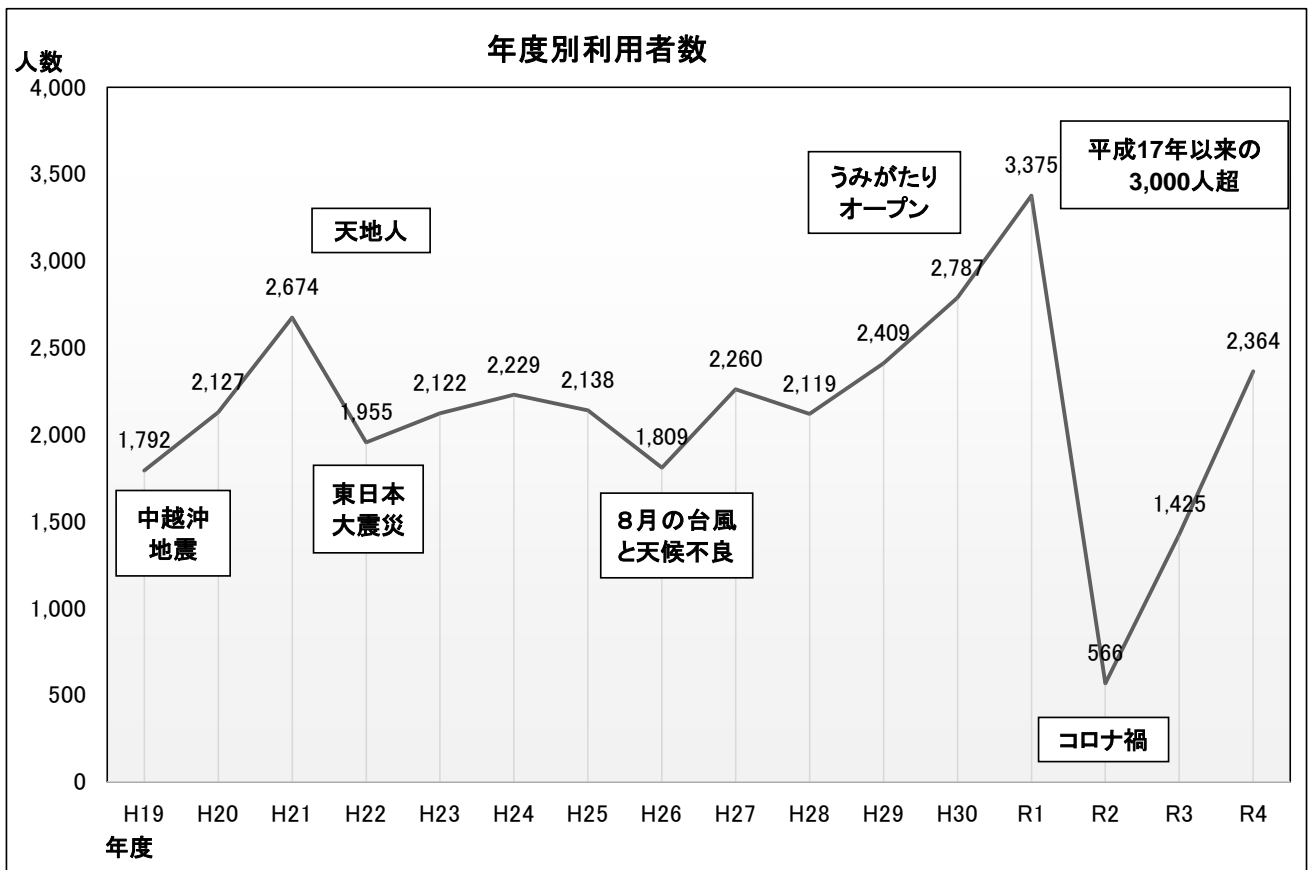
大潟野外活動施設及び大潟キャンプ場の利用者数

○大潟野外活動施設 月別総利用者数

(単位:人)

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
トリム施設	R2	80	300	365	295	431	342	294	0	0	0	0	0	2,107
	R3	357	655	420	140	128	368	450	0	0	0	0	0	2,518
	R4	550	804	385	278	252	400	490	0	0	0	0	0	3,159
キャンプ場(日帰り) * 飯ごう炊飯	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	45	0	0	252	0	0	0	0	0	297
	R4	0	116	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116

○大潟キャンプ場 年度別利用者数



大潟野外活動施設遊具の点検評価の結果について

安全評価結果の区分		R3	R4	R5
A	健全であり修繕の必要がない	0	0	0
B	軽微な劣化があり経過観察を要する(使用可)	8	7	6
C	全体または部分的に劣化があり修繕を要する(使用可)	6	7	7
D	全体または部分的に劣化があり緊急修繕もしくは破棄し更新を要する(使用禁止)	0	0	1

特殊要件	R5
可動部分有り	3
ネット・ロープ有り	6

No.	遊具名	設置年月 経過年数	可動部分の有無	ネット・ロープの有無	評価結果		
					R3	R4	R5
1	ステップ丸太	S59.12	無	無	B	B	B
		38年5月					
2	丸太のぼり	S59.12	無	無	C	C	C
		38年5月					
3	トランポリン	S59.12	無	有	C	C	C
		38年5月					
4	忍者ロープ渡り	H24.12	無	有	B	B	B
		10年5月					
5	ボールのぼり	H26.7	無	無	B	B	B
		8年10月					
6	ステップベース	H23.5	有	無	C	C	C
		12年0月					
7	クライムネット	S59.12	無	有	C	C	C
		38年5月					

No.	遊具名	設置年月 経過年数	可動部分の有無	ネット・ロープの有無	評価結果		
					R3	R4	R5
8	波のり	S59.12	無	有	C	C	C
		38年5月					
9	丸太わたり	S59.12	無	無	B	B	B
		38年5月					
10	ロッククライミング	S59.12	無	有	C	C	C
		38年5月					
11	ネット渡り	H25.7	無	有	B	B	B
		9年10月					
12	不惑の証明	S59.12	有	無	B	B	C
		38年5月					
13	ギョコン丸太	S59.12	有	無	B	C	D
		38年5月					
14	リンボー	S59.12	無	無	B	B	B
		38年5月					

■ 木製遊具の標準使用期間*

=「10年」を目安

標準使用期間* : 通常の気象条件、立地条件、利用状況及び適切な維持管理状況のもと、安全上支障がなく利用することができる期間として、構造部材として使用する素材の特性等を考慮し、製造者が遊具の設計・製造時に設定するもの。

※『都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)平成26年6月国土交通省』による

大潟野外活動施設について

1 現状の確認

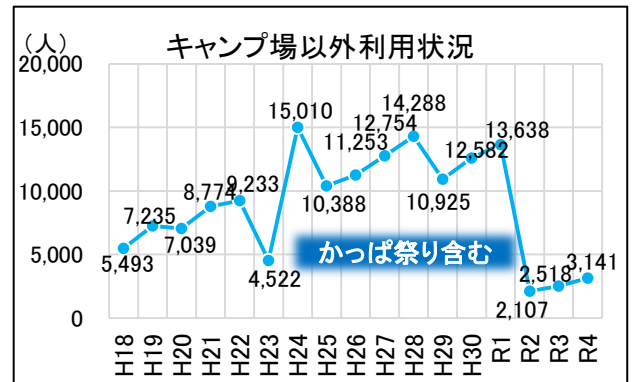
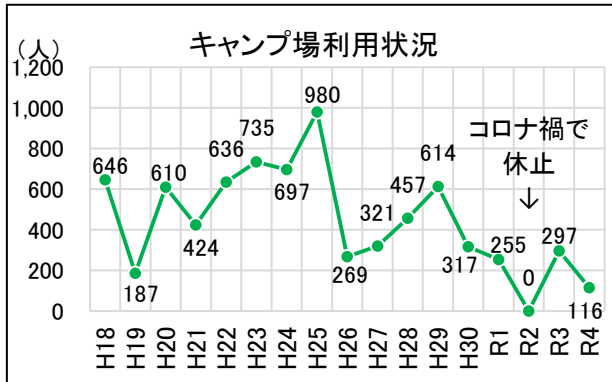
- (1) 施設の設置目的（条例第1条）
 青少年の健全育成を推進するため、青少年野外活動施設を設置する。
- (2) 第4次上越市公の施設の適正配置計画<令和3年度～令和12年度> 令和3年2月策定

施設名	所在区	取組方向	理由	完了年度	スケジュール						備考
					計画前期					計画後期	
					R3	R4	R5	R6	R7		
大潟野外活動施設	大潟	貸付又は譲渡	利用実態を踏まえ、地域団体へ貸付又は譲渡する。	R6	継続	⇒	⇒	貸付又は譲渡			

2 大潟野外活動施設における用地及び建物等

用地		建物等	
キャンプ場用地	35,523.00㎡	中央管理棟【96.06㎡】	1棟 観光協会事務所として借用
運動広場		倉庫【21.47㎡】	1棟 観光協会倉庫として借用
東屋脇敷地		炊事棟【32.49㎡】	1棟
トイレ脇敷地		東屋【9.00㎡】	1棟
遊具周辺		トイレ【27.96㎡】	1棟
運動広場		トリム施設(遊具)	13基
ジョギング道路		その他(看板等)	1式
駐車場			

3 施設の利用状況



4 現在の状況

- (1) 指定管理期間：平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日（5年間）
- (2) 市の対応：大潟観光協会へ施設の貸付・譲渡について検討依頼、資料及び情報の提供
- (3) 大潟観光協会の対応：施設の現状を踏まえ、協会の事業として実施が可能かどうかを検討